

## 意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	別添様式	物理的な書面を用いての手続の場合は、記名だけでは偽造及び変造等への法的保護のために不十分であること等から、依然として記名押印又は署名が行われるのが適切と考える。	今般の書面・押印等の見直しは、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、法令等により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めており、押印を求めるものについて、恒久的な制度的対応として、必要な検討を行い、法令等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえて、行うものであります。 署名・押印の見直しに伴い、文書の作成名義の真正が損なわれることがないよう、適切に運用してまいります。